

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の手続)</p> <p>第6条 入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>連帯保証人が連署する県営住宅入居請書（様式第4号）を提出すること。</u></p> <p>(2) <u>連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。</u></p> <p>(3) <u>連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を提出すること。</u></p> <p>(4) <u>条例第17条第1項の規定による敷金を納付すること。</u></p> <p>2 入居を許可された者で、連帯保証人を立てることができないこと<del>にやむを得ない</del>事情があると局長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間内に次に掲げる手続をすれば足りるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第6条 入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>連帯保証人を立てる場合</u></p> <p>ア <u>連帯保証人が連署する県営住宅入居請書（様式第4号）を提出すること。</u></p> <p>イ <u>連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。</u></p> <p>ウ <u>連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を提出すること。</u></p> <p>エ <u>条例第17条第1項の規定による敷金を納付すること。</u></p> <p>(2) <u>家賃債務保証業者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第20条第2項に規定する家賃債務保証業者をいう。以下同じ。）のうち知事が指定するものと家賃に関する保証委託契約（賃借人が、家賃債務保証業者に対し当該賃借人の家賃債務（同項に規定する家賃債務をいう。）を保証することを委託する契約をいう。以下同じ。）を締結した場合</u></p> <p>ア <u>県営住宅入居請書を提出すること。ただし、連帯保証人の連署は、要しない。</u></p> <p>イ <u>当該家賃に関する保証委託契約を締結したことを証する書面の写しその他知事が別に定める書類を提出すること。</u></p> <p>ウ <u>条例第17条第1項の規定による敷金を納付すること。</u></p> <p>2 入居を許可された者で、連帯保証人を立てること及び保証委託契約を締結することができないこと<del>にやむを得ない</del>事情があると局長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間内に次に掲げる手続をすれば足りるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所管する局長に届け出るとともに、速やかに前項に規定する<u>連帯保証人の変更</u>の手続をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 [略] (入居の承継の承認)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第6条第1項(第4号を除く。)及び第2項(第2号を除く。)の規定は、入居の承継の承認を得た場合について準用する。</p>	<p>3 <u>入居者が連帯保証人に代えて家賃に関する保証委託契約を締結したときは、県営住宅入居請書、当該家賃に関する保証委託契約を締結したことを証する書面の写しその他知事が別に定める書類を所管する局長に提出しなければならない。この場合においては、県営住宅入居請書には連帯保証人の連署を要しない。</u></p> <p>4 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに所管する局長に届け出るとともに、速やかに第2項又は前項に規定する手続をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>5 [略] (入居の承継の承認)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第6条第1項(第1号エ及び第2号ウを除く。)及び第2項(第2号を除く。)の規定は、入居の承継の承認を得た場合について準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。